

一般財団法人教員養成評価機構評価委員会意見申立審査会規程

平成21年10月20日理事会決定

平成24年5月24日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、教職大学院等の認証評価に関する規程（平成21年10月20日理事会決定）第18条第2項の規定に基づき、意見申立審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 評価委員会委員である理事又は評議員 1名
- (2) 評価委員会評価専門部会評価員 2名
- (3) 外部有識者 2名

(委員の選任)

第3条 前条第1号の委員は、評価委員会委員長が指名する。

- 2 前条第2号の委員は、意見申立のあった教職大学院等を担当した評価チームの評価員（この条において「担当評価員」という。）が含まれないよう、評価委員会委員長が指名する。ただし、担当評価員を含めなければ審査会を組織できない場合は、この限りではない。
- 3 前条第3号の委員は、教職大学院等を有する大学関係者、その他の大学関係者、学校関係団体等代表者、教育委員会（地方教育行政）関係者、一般有識者等のうちから、評価委員会の議を経て、理事長が委嘱する。
- 4 第2項後段の場合において、担当評価員は、当該教職大学院等の審査に加わることができない。
- 5 意見申立審査対象となる教職大学院等に所属又は利害関係を有する者は、当該教職大学院等の審査に加わることができない。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査会長)

第5条 審査会に審査会長を置き、第2条第1号の委員をもって充てる。

- 2 審査会長は、審査会の職務を管掌する。

(会議)

第6条 審査会は、委員の2分の1以上の委員が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

- 2 審査会の決定は、出席委員の過半数をもってこれを行い、可否同数のときは審査会長が決定する。

(実地調査)

第7条 審査会は、必要に応じて、意見申立のあった教職大学院等から意見を聴取し、当該教職大学院等の実地調査を行うことができる。

(補則)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

- 2 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が別に定め

る。

附 則

この規程は、平成21年10月20日から施行する。

附 則（平成24年5月24日改正）

この規程は、平成24年5月24日から施行し、平成24年4月2日から適用する。